

1 趣旨

国は、平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※1)」に基づき、平成27(2015)年4月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」(以下「市町計画」という。)を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「県計画」という。)を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

今回、子ども・子育て支援法の施行から5年が経過したことから、子ども・子育て支援法第62条第1項、改正された基本指針(※2)に基づき、令和2(2020)年度を始期とする第2期子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

※1：子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※2：基本指針

教育保育子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域・子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。(令和元(2019)年9月改正)

2 区域の設定

(1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園及び保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、

3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

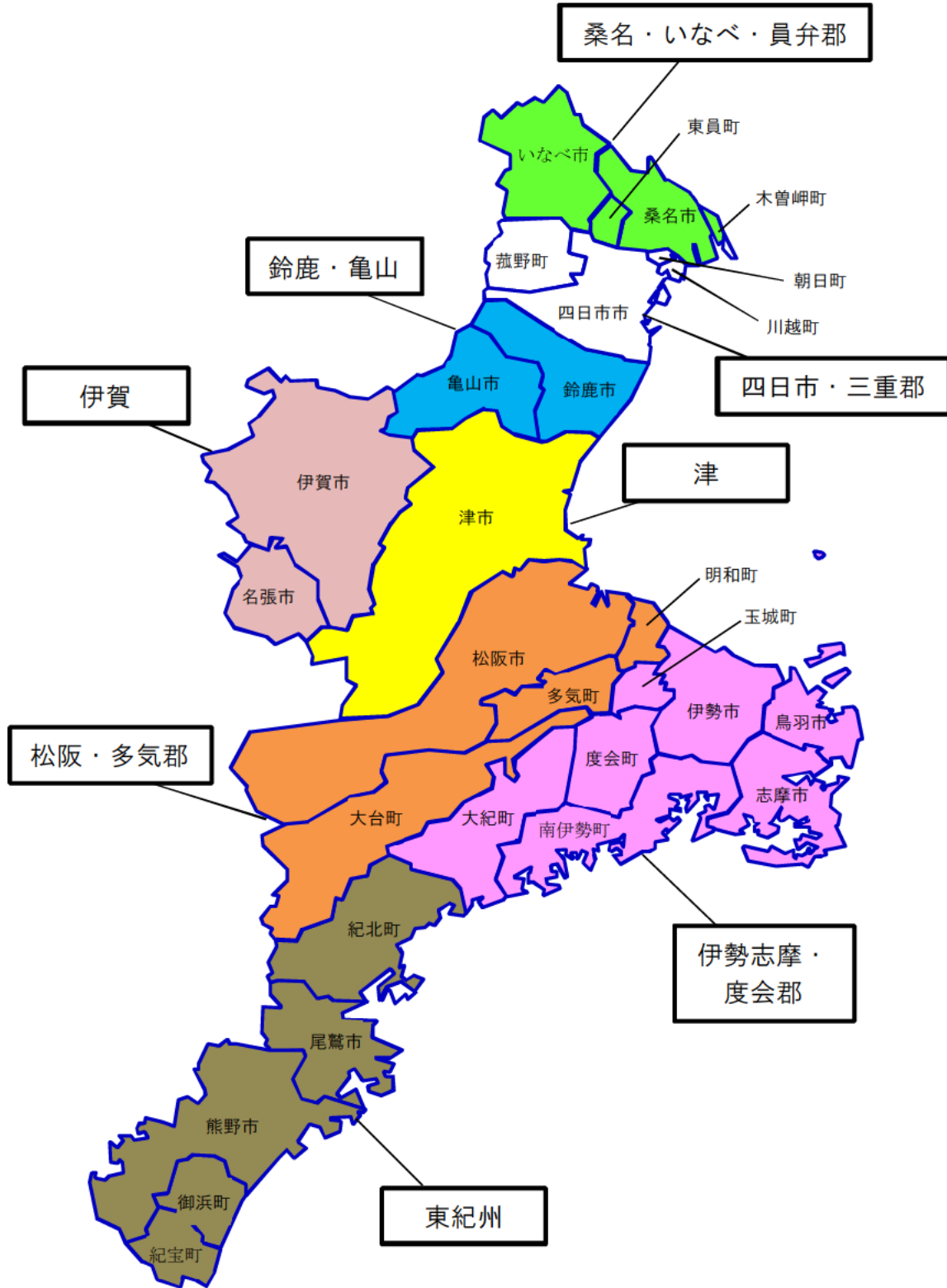
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 第1期計画における進捗について

平成27(2015)年4月からの4年間で、県内の保育の利用定員は約2,200名増加するなど、保育所や認定こども園、地域型保育事業所の整備を進めたことにより、第1期計画を上回る保育の受け皿を確保することができましたが、待機児童数は解消することなく、100名前後の待機児童が継続して発生しています。

待機児童発生の主な要因としては、利用希望の集中する地域における保育の受け皿の不足もありますが、近年では、施設の利用定員を満たす保育士の確保ができないことが大きな要因となっており、保育士の配置基準の高い0-2歳の低年齢児の待機児童数が増加しています。

第2期計画では、子どもの数の減少と保育ニーズの上昇を踏まえた量の見込みに対応する保育の受け皿確保を引き続き進めるとともに、その担い手となる保育士について、保育士資格を有する方で働いていない方に対する就職等の支援だけでなく、処遇改善等による保育士の早期離職防止や就労継続等のための施策により市町及び保育施設を支援していく必要があります。

(2) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査(教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等)を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情(住民ニーズ、社会的な流出入など)を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み(数値)を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別(3号認定は0歳、1・2歳に区分)に定めます。

(3) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が「子育て安心プラン」において目標年次と設定している令和2(2020)年度末までに待機児童数ゼロをめざすとした「子育て安心プラン実施計画」を踏まえながら、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策(数値)を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(4) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

※各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙1のとおりです。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4） ※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園	預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町村の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

●教育・保育の量の見込み、確保方策

別紙1 様式の県集計結果を挿入

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども （教育ニーズ）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園 ※主に幼稚園を利用
2号認定の子ども （保育ニーズ）	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設、企業主導型保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設

(5) 認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）および確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

※特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定申請があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）及び確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することがで

きるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

- ・需要（量の見込み）＞供給（確保の内容）→原則、認可・認定
- ・需要（量の見込み）＜供給（確保の内容）→原則、認可・認定を行わない

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数および設置時期

市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望（令和元年（2019）年10月1日現在）をとりまとめた結果、県全域では、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの間で新たに****園の設置が見込まれており、これに既存の施設数（55施設）を合わせた数を認定こども園の目標設置数とします。

●認定こども園目標設置数（詳細は別紙2のとおり）

	既設 （新制度に 移行予定）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	時期 未定	計
公私立設置 及び移行数	55						

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 情報提供、相談対応等

県では平成26（2014）年4月から認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付（利用児童の認定区分に応じた給付）により、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化

されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）が少なからずいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

（2）県が行う必要な支援

認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加し、相互理解が深まるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体などの他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を働きかけ、合同研修の実施の機会を確保していきます。

（3）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

（4）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援（※）、代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を終えた後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事

業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

※保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会（合同保育、園庭開放等）の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

(5) 認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携方策

認定こども園、幼稚園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を受けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校や特別支援学校がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各施設間で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校との情報交換などが行われています。

また、保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、幼稚園等と小学校の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、県内全幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等に配付し、その活用を進めているところです。

このような状況をふまえ、県は、幼児教育・保育と小学校教育が円滑に接続するための連携方策について、各市町間での情報共有等が進むよう支援するとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組んでいきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、令和6（2024）年度の量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

<参考> ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

別紙3様式を挿入

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事などの理由で保護者が家庭で保育できない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育事業に取り組む地域は、令和元（2019）年度上半期で21市町となっています。

病児保育を実施するには医療機関との連携が不可欠であり、運営上の問題等から県内全域での実施は難しい状況にあります。保育ニーズの増加にあわせて、今後もニーズの高まりが想定されるため、地域の実情を踏まえて、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

国の「新・放課後子ども総合プラン」(※1)においては、令和6（2024）年度に全ての小学校区で生活の場である「放課後児童クラブ」および学習・体験活動の場である「放課後子ども教室(※2)」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

県内の放課後児童クラブの設置数は400クラブ、実施校区数は324校区（令和元（2019）年5月1日現在）と年々増加しており、全小学校区数（348校区）に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は93.1%（広域利用を含む。）となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴う新たな施設整備が、また、児童数の少ない小学校区においても利用ニーズの高まりによる新たな施設整備が必要となるところが多く、放課後児童クラブの施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受入れを行う必要があります。

こうしたことから、県では、放課後児童クラブの創設に加え改築等への支援を行うとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を行っています。

県内の放課後子ども教室の設置数は77ヶ所、実施校区数は158校区（平成31年3月31日現在）となっています。そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を利用できる校区は151校区で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施しているのは86校区（57.0%）であり、連携が進んでいない状況にあります。

県では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場

合の施設整備への補助、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携をより一層促進するための協議会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。

※1：新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するものです。

※2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所（活動拠点）を設け、多様な学習・体験プログラムの提供することを目的に設置しています。

(イ)「新・放課後子ども総合プラン」の推進

市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「新・放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

総合教育会議（平成27（2015）年度から設置）を活用し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用、放課後児童クラブに従事する者と放課後子ども教室に参加する者の間の情報交換等ができる場の提供など、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討し、両施設の連携を進めていきます。

b 研修計画

放課後児童クラブに従事する者や放課後子ども教室に参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修（※1）や放課後児童支援員等資質向上研修（※2）を実施します。

※1：放課後児童支援員資格認定研修

放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に係る知識・技能を習得するために県が実施する認定資格研修

※2：放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童支援員や補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修。

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が14回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、平成29年度から国において、産後2週間・1ヶ月の2回分の費用を助成する産婦健康診査事業が創設され、令和元(2019)年10月現在、三重県においても19市町で実施されています。県では、県医師会に委託し、統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施しました。

赤ちゃんが生まれた後、生後4か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

また、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施についても令和元(2019)年10月末現在、全市町で実施されています。

さらに国において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的としたワンストップ相談機関として子育て世代包括支援センターを法定化し、令和2(2020)年度末までに全国展開を目指しており、三重県においても令和元(2019)年10月現在、24市町で設置されています。

県では、各市町の子育て世代包括支援センターにおいて相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組を推進し、市町が地域の強みを生かした母子保健体制を整備できるよう支援していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町において、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、一時預かり事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導等についても市町と情報を共有するとともに、市町に認可外保育施設への合同での立入調査への協力を求めています。

また、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、利用者への影響が生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定める5年間の経過措置期間中に、指導監督基準を満たす施設となるよう、市町と連携して施設の指導等に取り組んでいきます。

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

県内の保育所等では、平成31(2019)年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に109人の待機児童が発生しています。

また、放課後児童クラブの利用児童数も年々増加傾向にあり、令和元(2019)年5月1日現在、55名の待機児童が発生しています。

待機児童の解消を図るとともに、併せて、質の向上を進めるには、保育士や放課後児童支援員を確保していく必要があります。

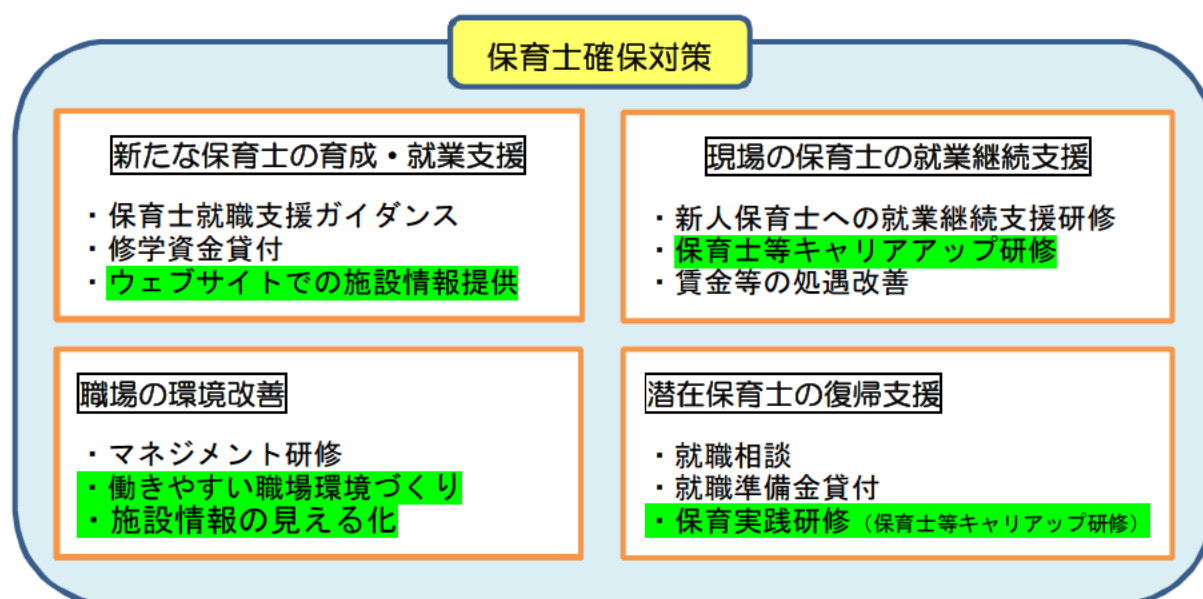
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

三重県保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者(潜在保育士)の復帰のため、相談業務を行うとともに、三重県内の各保育所の情報を一元的に発信し、就労におけるミスマッチをなくしていきます。

また、平成30(2018)年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育士の処遇改善など労働環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続に関する研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修に取り組むほか、保育所における働きやすい職場環境づくりの支援に取り組んでいきます。



その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付制度や、潜在保育士が就職（復職）の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付制度により、保育士確保につなげていきます。

併せて、今後の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保の状況を注視し、必要に応じて保育所・幼稚園関係団体、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関等と連携し、中学校や高校に対する進学フェア等の開催について働きかけていきます。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持っている者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和6年度末まで延長しており、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27（2015）年度から県が実施している放課後児童支援員研修では、平成30（2018）年度までの4年間で1,287名の修了認定を行いました。放課後児童支援員の入れ替わり等も多く、1施設に複数名の支援員の配置ができていない状況にあります。

今後は、児童に対する支援の質の向上のため、処遇改善の要件となる放課後児童支援員等資質向上研修と併せて、引続き、放課後児童支援員研修を実施し、職員の確保を進めていきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があります。母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組めます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増し

て資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念（※）等をふまえたものとしていきます。

※三重県子ども条例の基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- ・子どもの力を信頼すること

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもたちを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の職員の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

（ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

（イ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

<保育士・保育教諭等の必要見込み数>

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の県内の保育利用児童数 39,226 人 (2019 年子育て安心プラン実施計画) に対して、その保育に従事した保育士・保育教諭の数は 8,013 名でした。(平成 29 年社会福祉施設等調査)

平成 29 年 (2017) 年 4 月 1 日現在の保育利用児童数に対して、児童の年齢別の配置基準に基づき算出された必要となる保育士・保育教諭 (常勤換算値) は、3,494 名であることから、基準上必要となる保育士 1 名に対し、常勤・非常勤を合わせて、約 2.3 倍の保育士が必要となることがわかります。

第 2 期計画では、保育を必要とする児童 (2 号認定及び 3 号認定) の数に対し、児童の年齢別配置基準に基づき算出された必要となる保育士数に、上記で算出した必要となる保育士の割合 (2.3 倍) を乗じて、必要見込み数を算出します。

その結果、令和 6 (2024) 年度までに**、***名の保育士を確保する必要があります。

○総括表

単位：人 (百人未満切上)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
必要となる保育士の数	8,500	8,500			

※現状の子育て安心プラン実施計画で算出すると、2020 年度及び 2021 年度に必要となる保育士数は、8,500 名となります。

8 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携して、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

国の特定教育・保育施設情報公表システム（仮称）により公表します。

(2) 公表の内容

ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

1	施設等を運営する法人に関する事項 ・法人の名称、所在地及び連絡先 ・法人の代表者の氏名及び職名 ・法人の設立年月日
2	施設等に関する事項 ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、開始年月日等 ・施設等の名称、所在地及び連絡先 ・施設等の管理者の氏名及び職名
3	施設等の従業者に関する事項 ・職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数 ・従業者の勤務形態及び労働時間等 ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
4	教育・保育の内容に関する事項 ・施設等の開所時間、利用定員及び学級数、教育・保育の内容等 ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等 ・施設等の利用手続き及び選考基準 ・利用者からの苦情に対応する窓口等の状況 ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
5	教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

1	教育・保育の内容に関する事項 ・利用者に対する説明及び同意の取得の状況 ・利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
2	施設等の運営状況に関する事項 ・安全管理及び衛生管理のために講じている措置 ・情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況 ・教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

(3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育情報の公表に関する要綱」に定めます。

9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 (2010) 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 (2012) 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

①児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

平成 21 (2009) 年度以降、児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は毎年、過去最多を更新しており、平成 30 (2018) 年度には 2,074 件となっています。

イ 児童相談体制の強化

- ・平成 25 (2013) 年度に児童虐待対応にかかる児童相談センター（児童相談所を含む）の組織体制を見直し、その後も人員体制の充実を図っています。
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、職員の確保と資質の向上が求められています。
- ・虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、人材の確保と研修等による資質の向上に取り組めます。
- ・A I 等先端技術の活用に取り組み、アセスメントツールの運用精度の向上を図ります。

②市町や関係機関との役割分担および連携の推進

現状と課題

- ・市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談センター（所管児童相談所を含む）で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センターによるフォローアップなどの支援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- ・市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町

のニーズをふまえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。

- ・ 市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・ 平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成 30（2018）年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和 4（2022）年度までに全市町村に設置することが求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の人材育成を支援する研修については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・ 市町の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、アドバイザー派遣や研修等の支援を行います。

③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後の産婦には、体調が回復していない段階での育児や環境変化への適応等の課題がありますが、産婦の悩みや不安を早期に解消するための支援が不十分であるといわれています。
- ・ 児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・ 妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・ 課題のある家族等に対するハイリスクアプローチに重点がおかれていますが、課題の発生を予防するという視点から、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・ 子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

- ア 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、市町の体制整備に向けた取組を支援します。
- ・ 母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの子育て支援に携わる人材を育成します。
 - ・ 児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早

期に発見し、その後の支援につなげるため、妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進します。

- ・市町が行う産婦健康診査事業の体制整備のため統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施します。
 - ・市町が行う医療機関や助産所等を活用した産後ケア事業を支援します。
 - ・母子保健体制構築アドバイザーを配置し、市町において地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、市町における母子保健事業の立案や医療機関・学校等との連携方法等についての助言を行います。
- イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

(2) 社会的養育の充実

社会的養育については、令和元年度に策定し令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画」に基づき支援の充実を図っていきます。

①里親等委託と特別養子縁組の推進

現状と課題

- ・里親等委託率は、平成31(2019)年3月末現在で、28.8%となっています。
- ・県内では79世帯の里親に122人の子どもおよび7カ所のファミリーホームに23人の子どもが委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・平成30(2018)年度には、12人の里親支援専門相談員が乳児院(3施設)、児童養護施設(9施設)に配置されています。
- ・家庭養育優先の原則や、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の整備による新たな里親登録者の増加や里親支援のより一層の充実が求められています。
- ・特別養子縁組制度が改正され、年齢要件の引き上げ、児童相談所長への申し立て権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

計画期間における取組内容

- ・家庭的な生活環境の中で、より多くの子どもが養育されるよう、フォスタリング機関の育成および支援を行い、里親委託を推進します。
- ・特別養子縁組の増加に向け制度改正の内容を周知、啓発を行います。

②施設の小規模化かつ地域分散化、及び多機能化等の推進

現状と課題

- ・平成27(2015)年度に策定した施設整備計画に基づき、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置を計画的に推進している

す。

- ・平成31(2019)年3月末現在、乳児院に32人、児童養護施設本体施設に246人、本体施設から離れた分園や地域小規模児童養護施設に81人の子どもが入所しています。また、乳児院および児童養護施設の本体施設において、228人の子どもが小規模グループケアを受けています。

計画期間における取組内容

- ・「三重県社会的養育推進計画」に基づき、乳児院や児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設等の設置を一層推進していきます。
- ・施設の専門性をより高めるとともに、これまでのノウハウを活かして、一時保護専用ユニット、児童家庭支援センター、フォスターリング機関等の設置など施設の多機能化を進めます。

③自立支援の充実

現状と課題

- ・児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。
- ・施設退所後の実態把握のための調査を実施するとともに、自立支援資金貸付事業、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証補助事業、未成年後見人支援事業、アドバイザー派遣事業等の事業を実施しています。
- ・施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備することが必要です。

計画期間における取組内容

- ・これまでの取組に加え、施設に自立支援の専任職員の配置を検討し、入所中から生活の自立に向けた訓練や、退所後の相談支援を行います。
- ・児童養護施設と社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業、NPOが連携協力し、施設出身者を積極的に雇用する企業のネットワークづくりや退所後の就労相談を行います。

④子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・子どもの権利擁護の強化を図るため、「子どもの権利ノート」、「子どもの権利擁護手紙」を児童養護施設で導入していますが、その他の施設、里親等では取組が不十分です。
- ・一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備が必要

です。

- ・ 児童福祉に関わる全ての関係者に、子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解されている必要があります。
- ・ 被措置児童等虐待の禁止について、施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その発生予防に取り組んでいます。

計画期間における取組内容

- ・ 里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布するほか、児童が生活する施設（重症心身障がい児施設除く）、里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・ アドボカシー研修について、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもたちと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考え方を浸透させていきます。
- ・ 社会福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組めます。

（3）母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

※第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画に記載しています。

（4）障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①体制の整備

- ・ 自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が

求められています。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族が地域において安心して暮らしていく上で、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所等の不足が課題となっています。そのためには、医療分野と連携ができるスキルをもった医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、支援者に対する支援と医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等の拡充といった地域づくりも担うスーパーバイズ機能構築の推進、地域の障害福祉サービス等事業所において医療的ケアを実施できる人材（看護師、介護職員）の育成等に取り組む必要があります。

②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。
- ・ 肢体不自由児については、入院治療を要する児童の機能訓練や日常生活指導を実施するとともに、その専門性の機能を活用して、地域の療育センターや特別支援学校等への巡回指導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期を迎えた際の地域移行が課題となっています。
- ・ 発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療を要する重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置への提言、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM（チェックリストイン三重）と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。

③特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切です。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。
- ・ 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の

中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

- ・ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

計画期間における取組内容

①支援のための体制整備等

- ・ 市町が進める児童発達支援体制づくりを推進するため、地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携と支援拠点の整備を促進します。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。
- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障がい支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族の支援のための総合的な支援・連携体制として障害保健福祉圏域で構築された地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関係機関の連携が機能し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、医療的ケアを必要とする障がい児とその家族への支援が適切に提供されている状況をめざします。

②発達支援の充実

- ・ 市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。
- ・ 「CLM（チェックリストイン三重）と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

③特別支援教育の充実

- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、支援情報ファ

イルを活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。
- ・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚園・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

(5) 外国につながる子どもへの支援

現状と課題

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもが増加しており、今後ますます増えることが見込まれます。県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が4割を超える園も出てきており、すべての子どもたちが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきていますが、地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもたちが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重しあうことを学ぶ機会是非常に重要なものであり、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。

あわせて、言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いから孤立しがちになるなど、様々な悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図れるよう、支援をしていく必要があります。

計画期間に関する取組

県では、市町と連携して外国につながる子どもたちが安心して過ごせる保育環境の整備を進めるとともに、保育所における保育士の加配や通訳者の配置等に対する支援を行うことで、保護者支援についても取り組み、さらに、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進 【スマイルプランより再掲】

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

【現状と課題】

働く意欲のある全ての人々が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県のe-モニター調査では、平成29(2017)年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中断型」の割合が最も高かったところ、平成30(2018)年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が59.3%と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。

また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

【主な取組内容】

①働き方改革の推進【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人々が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など職場環境の整備を進めるとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザー派遣やセミナーの開催などにより、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革に取り組みます。

②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めていきます。

③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップ及び男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。

④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

【重点目標】

目標項目	令和元年度 現状値	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)			調査対象事業所(従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明

1.1 計画を推進するために

(1) 進行管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ市町間で調整を行います。

その広域利用について、市町間の調整が整わない場合には、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。

また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

待機児童解消を促進するための方策として、協議会の設置を市町が希望する場合、県が隣接する市町等と調整し、協議会を設置することとします。